

労災 保険

請求(申請)のできる保険給付等

全ての被災労働者・ご遺族が
必要な保険給付等を確実に受けられるために

目次

1. 仕事または通勤が原因で負傷したり病気になった場合 2ページ
療養(補償)等給付・休業(補償)等給付・休業補償特別援護金
2. 仕事または通勤が原因で親族が亡くなった場合 7ページ
遺族(補償)等給付・葬祭料等(葬祭給付)・長期家族介護者援護金・
未支給の保険給付・労災就学援護費・労災就労保育援護費
3. 既に労災保険給付を受けている場合 12ページ
傷病(補償)等年金・障害(補償)等給付・アフターケア・介護(補償)等給付・
義肢等補装具の費用の支給・外科後処置・その他の支援制度
4. 会社の健康診断で異常の所見があると診断された場合 17ページ
二次健康診断等給付
5. 1～3に共通して当てはまる場合 18ページ
6. 個人番号が記載された請求書等の取扱いについて 19ページ
7. チェックシート 19ページ



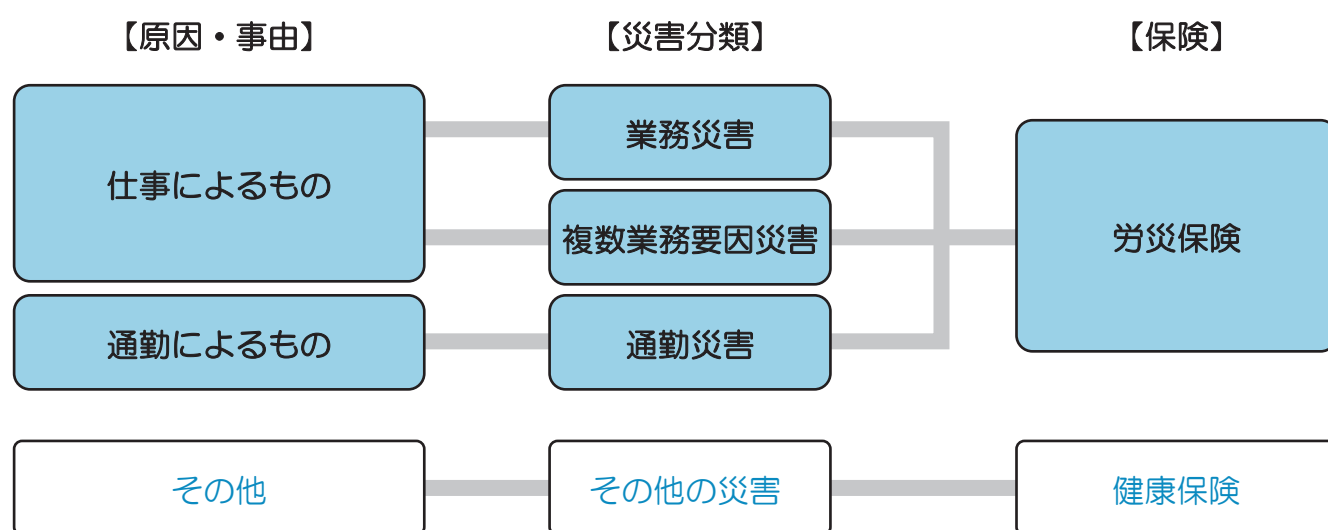
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



はじめに

このパンフレットは、労働者の方々が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、亡くなった場合に、ご本人やご遺族が労災保険で受けられる保険給付や支援制度の種類とその内容について、一般的に考えられるケースごとに、Q&Aと補足解説のかたちでご案内しています。請求忘れがないようにご確認ください。

なお、詳細な給付内容については、最寄りの労働基準監督署で説明を受けた上、給付に関する各リーフレットを別途ご確認ください。



複数の会社等に雇用されている労働者(複数事業労働者)の取扱い

複数事業労働者（事業主が同一でない複数の事業に同時に使用されている労働者）の方について、1つの事業場のみの業務上の負荷を評価し、業務災害に当たるかどうか、労災認定の判断をします。

また、1つの事業場のみの業務上の負荷を評価して業務災害に当たらない場合に、複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかを判断します。これにより労災認定されるときには、「複数業務要因災害」として各種保険給付が支給されます。

なお、複数業務要因災害の対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

複数事業労働者に係る保険給付額は、すべての就業先における賃金を基に決定されます。

くわしくは、厚生労働省ホームページ掲載の「複数事業労働者への労災保険給付 わかりやすい解説」をご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>)

トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働>労働基準>労災補償>労働者災害補償保険法の改正について～複数の会社等で働かれている方への保険給付が変わります～>各種リーフレット

1. 仕事または通勤が原因で負傷したり病気になった場合

Q1

仕事または通勤が原因でケガをしたり病気にかかってしまった場合、病院での治療費（療養の費用）は、労災保険から支給されるのでしょうか。



A1

- (1) 労災病院や労災保険指定医療機関等（以下「指定医療機関等」といいます。）において、無料で治療を受けることができます（**療養の給付**）。
- (2) やむを得ず指定医療機関等以外で治療を受けた場合には、いったん治療費を負担していただきますが、あとで請求することにより、負担した費用の全額が支給されます（**療養の費用の支給**）。
- (3) 通院するための交通費についても、一定の要件を満たせば支給されます（**療養の費用の支給**）。

療養(補償)等給付

療養（補償）等給付（※）には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」があります。どちらも、傷病が治ゆ（症状固定）するまで給付を受けることができます。

※業務災害の場合は「療養補償給付」、複数業務要因災害の場合は「複数事業労働者療養給付」、通勤災害の場合は「療養給付」になります。

療養の給付

<請求方法>

ご本人が、指定医療機関等を経由して、労働基準監督署に請求書を提出してください。

療養の費用の支給

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

通院費 …「療養の費用の支給」のうちのひとつです

<支給要件>

①と②の要件をどちらも満たす場合に支給します。

①労働者の居住地または勤務地から、原則として片道2km以上の通院であること

②同一市町村内の適切な医療機関へ通院した場合であること（適切な医療機関がない場合などには、同一市町村以外の医療機関への通院費が認められることがあります）

<支給内容>

通院に要した費用の実費相当額を支給します。

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

時効・・・療養の費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年（療養の給付については、被災労働者に対する金銭給付ではないため、被災労働者に対して直接時効の問題は生じません）

ケガや病気の治療を受けた場合の 給付手続き

労働災害発生

指定医療機関等で
受診※1

請求書に、事業主
の証明

指定医療機関等へ
※3請求書の提出

労働基準監督署で
請求書を受理

労働基準監督署の
調査

指定医療機関等に
治療費等の支払

その他の医療機関で受診
※2

医療機関へ
治療費等の支払い

請求書に、医師、事業
主の証明

労働基準監督署へ
※4請求書の提出

領収書等、費用を証明する書類を添付

労働基準監督署の
調査

指定された請求人の
振込口座へ支払

必要に応じて請求人
及び関係者に書類の提
出や聴取を依頼する場
合があります。

請求書を受理してから給付決定
までの期間は**おおむね1か月**です
が、場合によっては、**1か月以上
を要する**こともあります。

※1この場合、負傷などに係る治療を
現物（無料）で支給します。
※3療養の給付請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場合
は様式第5号 通勤災害の場合は様式
第16号の3）

※2この場合、療養にかかった費用を
支給します。

※4療養の費用請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場
合は様式第7号 通勤災害の場合は
様式第16号の5）

ケガの治療のため会社を休んだ場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、**休業(補償)等給付**を受けることができます。

- いつから・・・休業4日目から
- いくら・・・1日につき、給付基礎日額(※)の80%（保険給付60%+特別支給金20%）

※「給付基礎日額」は、原則として原因となった事故直前3か月分の賃金を暦日数で割ったもの（平均賃金）です。

＜例1＞ 月20万円の賃金を受けており、賃金締切日が毎月末日で、事故が10月に発生した場合
給付基礎日額は、 $20\text{万円} \times 3\text{か月} \div 92\text{日} (7\text{月:}31\text{日}, 8\text{月:}31\text{日}, 9\text{月:}30\text{日}) \div 6,522\text{円}$

＜例2＞ 会社Aと会社Bの2社に就業している複数事業労働者で、会社Aからは月20万円、会社Bからは月10万円の賃金を受けており、賃金締切日が毎月末日で、事故が7月に発生した場合

会社Aの給付基礎日額は、
 $(20\text{万円}) \times 3\text{か月} \div 91\text{日} [4\text{月}(30\text{日}) + 5\text{月}(31\text{日}) + 6\text{月}(30\text{日})] = 6,593.40\text{円}$

会社Bの給付基礎日額は、
 $(10\text{万円}) \times 3\text{か月} \div 91\text{日} [4\text{月}(30\text{日}) + 5\text{月}(31\text{日}) + 6\text{月}(30\text{日})] = 3,296.70\text{円}$

合算した後の給付基礎日額
 $6,593.40\text{円} + 3,296.70\text{円} \div 9,891\text{円}$

→ 上記の「賃金」には、臨時に支払われた賃金、賞与など3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれません。

なお、「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」は障害特別年金などの額を定める場合の「算定基礎日額」に反映されます。

休業(補償)等給付

関連する支援：休業補償特別援護金

＜支給要件＞

①～③のすべての要件を満たす必要があります。

- ①業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養であること
- ②労働することができないこと
- ③賃金を受けていないこと

＜支給内容＞

休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の80%（保険給付60%+特別支給金20%）を支給します。なお、複数事業労働者の場合は、複数就業先に係る給付基礎日額に相当する額を合算した額の80%（保険給付60%+特別支給金20%）を支給します。

＜留意点＞

休業の初日から3日目までは労災保険からの支給はありません。この間（待期間）は、業務災害の場合、事業主が休業補償（1日につき平均賃金の60%）を行うことになります。ただし、複数業務要因災害・通勤災害の場合には、事業主の補償責任についての法令上の規定はありません。

＜請求方法＞

ご本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

時効・・・賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年

休業（補償）等給付を受けるための手続き

労働災害発生

請求書に、医師、事業主の証明

請求書を労働基準監督署へ提出

2回目以降の請求が離職後の場合は事業主の証明は必要ありません。

<添付書類>

同一の事由によって障害厚生年金、障害基礎年金等を受給している場合は、支給額が証明できる書類。

必要に応じて請求人及び関係者に書類の提出や聴取を依頼する場合があります。

労働基準監督署の調査

○業務が原因の負傷・疾病か否か
○休業を要するか否か
○保険給付額の算定
等

支給・不支給決定

請求書を受理してから給付決定までの期間はおおむね1か月ですが、場合によっては、1か月以上を要することもあります。

請求人本人に対して、支給（不支給）決定の通知

指定された振込口座へ保険給付を支払

※休業（補償）等給付支給請求書（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第8号、通勤災害の場合は様式第16号の6）

Q3

会社が倒産したなどの理由により、休業の初日から3日間、会社が支払うべき休業補償を受けることができない場合、労災から支援を受けることはできますか。



A3

業務上の疾病に関して、待期期間3日間の休業補償を受ける見込みがない場合、一定の要件を満たせば、休業補償特別援護金により、待期期間3日分の補償を受けることができます。

休業補償特別援護金

関連する保険給付：休業補償給付

<支給要件>

事業場の廃止または事業主の行方不明後に疾病の発生が確定した場合などで、待期期間（3日間）の休業補償を受けられない場合

<支給内容>

休業補償給付の3日分に相当する額の援護金を支給します。

<申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。

2. 仕事または通勤が原因で親族が亡くなった場合

Q4

仕事または通勤が原因で夫が死亡した場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A4

遺族（補償）等給付、葬祭料等（葬祭給付）を受けることができます。

遺族（補償）等給付・・・遺族（補償）等年金、遺族（補償）等一時金

関連する保険給付や支援： 未支給の保険給付・特別支給金、労災就学援護費
労災就労保育援護費、長期家族介護者援護金

○遺族（補償）等年金

＜請求できる遺族（受給資格者）＞

被災労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持されていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（妻以外の遺族については、被災労働者の死亡当時に一定の高齢または年少であるか、あるいは一定の障害の状態にあることが必要です。）

＜支給内容＞

受給資格者のうち最先順位者に対し、遺族の数などに応じて、以下のとおり支給されます。また、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。

遺族数	遺族（補償）等年金	遺族特別支給金（一時金）	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻、または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分）	300万円	算定基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻、または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分）
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分		算定基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分		算定基礎日額の245日分

＜請求方法＞

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

○遺族（補償）等一時金

＜支給要件・支給内容＞

- 被災労働者の死亡当時、遺族（補償）等年金を受ける遺族がいない場合
→給付基礎日額1,000日分、遺族特別支給金300万円、算定基礎日額1,000日分が、亡くなった方の遺族のうち最先順位者に支給されます。
- 遺族（補償）等年金の受給権者がすべていなくなってしまうときで、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金と年金前払一時金の合計額が給付基礎日額および算定基礎日額の1,000日分に満たない場合
→給付基礎日額の1,000日分および算定基礎日額の1,000日分から既に支給された遺族（補償）等年金などの合計額を差し引いた額が、亡くなった方の遺族のうち最先順位者に支給されます。

＜請求方法＞

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・被災労働者が亡くなった日の翌日から5年

遺族（補償）等給付を受けるための手続き

労働災害発生

労働者の死亡

事業主から請求書に
証明を受ける

遺族（補償）等年金支給
請求書には個人番号を記
入する必要があります。

遺族が請求書及び添付書類を
労働基準監督署へ提出

労働基準監督署の調査

○死亡が業務（通勤）上のものか否か
○受給権者の確認
○保険給付額の算定

等

支給・不支給決定

請求人に対して、支給（不支給）決定の
通知

指定された振込口座
へ保険給付の支払

<添付書類>

- 死亡診断書
- 故人との関係を証明できる書類
（戸籍抄本・謄本等）
- 故人の収入で生計を維持していたこ
とがわかるもの（住民票の写し等）等

※遺族（補償）等年金支給請求書に記入いただく
個人番号を活用することで住民票の写しの提出
を省略することができます。

- 遺族（補償）等年金前払一時金を
請求される場合は、原則として、
遺族（補償）等年金の請求と同時
に、請求書を労働基準監督署へ提
出して下さい。
- 遺族（補償）等年金前払一時金の
時効は、被災労働者が亡くなった
日の翌日から2年です。ただし、
被災労働者が亡くなった日の翌日
から2年以内で、かつ年金の支給
決定の通知のあった日の翌日から
1年以内であれば、遺族（補償）
等年金を受けた後でも前払一時金
を請求することができます。

請求書を受理してから
給付決定までの期間
はおおむね4か月です
が、場合によっては、
4か月以上を要するこ
ともあります。

- ※・遺族（補償）等年金支給請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場合
は様式第12号、通勤災害の場合は
様式第16号の8）
・遺族（補償）等一時金支給請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場合
は様式第15号、通勤災害の場合は
様式第16号の9）

※その他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

○遺族（補償）等年金を受給していた方が亡くなった場合は？
前記の遺族のうち、次順位の受給資格者に支給されます。

葬祭料等（葬祭給付）

＜支給要件＞

葬祭を行う者に対して支給されます。支給対象は必ずしも遺族とは限りませんが、通常は葬祭を行うにふさわしい遺族となります。

なお、葬祭を執り行う遺族がなく、社葬として被災労働者の会社が葬祭を行った場合は、その会社に対して葬祭料等（葬祭給付）が支給されることとなります。

＜支給内容＞

- ① 330,000円＋給付基礎日額の30日分
- ② ①の額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分

＜請求方法＞

遺族などが、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・被災労働者が亡くなった日の翌日から2年

Q5

業務災害によって重い障害を負ったため、長期にわたり介護をしていた親族が、業務とは関係のない病気で死亡しました。何か補償を受けられるのでしょうか。



A5

遺族（補償）等給付が受けられない場合であって、長期に被災者の介護に当たってきたなど、一定の要件を満たす遺族は、長期家族介護者援護金を受けることができます。

長期家族介護者援護金

関連する保険給付:障害（補償）等給付、傷病（補償）等年金

＜支給要件＞

一定の障害により、障害等級第1または2級の障害（補償）等年金もしくは傷病等級第1または2級の傷病（補償）等年金を10年以上受給していた方が、業務以外の原因で死亡したとき、その遺族が一定の要件を満たす場合。

＜支給内容＞

遺族に対して、100万円の援護金が支給されます（援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上の場合は、100万円をその数で除して得た額）。

＜申請方法＞

遺族が、労働基準監督署を経由して、都道府県労働局に申請書を提出してください。

時効・・・被災労働者が亡くなった日の翌日から2年

Q6

死亡する前に治療や休業をしていて、労災による保険給付を受けることができた家族が、給付を受ける前に死亡した場合、誰かが代わりに給付を受けることはできますか。



A6

保険給付を受ける権利を有する方が亡くなったとき、その方に

- ①支給事由はあるが、まだ請求していない
- ②請求はしたが、まだ支給決定していない
- ③支給決定はあったが、まだ支払われていない

保険給付（未支給の保険給付）がある場合は、一定の要件を満たす遺族に保険給付および特別支給金を支給します。

未支給の保険給付・特別支給金

関連する保険給付：療養(補償)等給付、休業(補償)等給付
障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金
遺族(補償)等給付、介護(補償)等給付
葬祭料等（葬祭給付）

○亡くなった保険給付を受ける権利を有する方（受給権者）に未支給の保険給付がある場合

＜請求できる遺族＞

①②の要件をどちらも満たす場合に請求することができます。

①亡くなった受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

②受給権者が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていたこと（必ずしも同居している必要はありません）

なお、①②の要件を満たす方がいない場合は、相続人が請求することができます。

＜請求方法＞

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・それぞれの保険給付と同じ

Q7

「遺族（補償）等年金」受給者や遺児が学校などに通っている場合、何らかの支援が受けられるのでしょうか。



A7

遺族（補償）等年金を受給している方や、一定の要件を満たす方は、

①労災就学援護費

②労災就労保育援護費

として、一定額の支給を定期的に受けることができます。

労災就学援護費

関連する保険給付：遺族(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

<支給要件>

次の①～③いずれかに当てはまり、学費などの支払いが困難と認められる場合

- ①遺族（補償）等年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子が学校教育法第1条の学校など※に在学している（以下「在学中」）、または受給者本人が在学中
- ②第1～3級の障害（補償）等年金を受給していて、生計を同じくしている子が在学中、または受給者本人が在学中
- ③傷病（補償）等年金を受給していて（せき髄の損傷などで傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る）、生計を同じくしている子が在学中

※小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校など

<支給内容>

ご本人やお子さんが在学する学校などに応じ、原則として、以下の金額を支給します。

（令和8年7月1日現在。）

○小学校	： 月額	16,000円	
○中学校	： 月額	21,000円	（通信制課程は月額 18,000円）
○高等学校等	： 月額	21,000円	（通信制課程は月額 18,000円）
○大学等	： 月額	39,000円	（通信制課程は月額 30,000円）

<申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。

労災就労保育援護費

関連する保険給付：遺族(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

<支給要件>

次の①～③のいずれかに当てはまり、保育費用を援護する必要があると認められる場合

- ①遺族（補償）等年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子を就労のために保育所などに預けている、または受給者本人がその家族の就労のために保育所などに預けられている
- ②第1～3級の障害（補償）等年金を受給していて、生計を同じくしている子を就労のために保育所などに預けている、または受給者本人がその家族の就労のために保育所などに預けられている
- ③傷病（補償）等年金を受給していて（せき髄の損傷等で傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る）、生計を同じくしている子を就労のために保育所などに預けている

<支給内容>（令和8年7月1日現在。）

月額 9,000円

<申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。

3. 既に労災保険給付を受けている場合

Q8

治療のためにいつまで通院できるのでしょうか。



A8

傷病が治ゆ（症状固定）するまで、療養（補償）等給付を受けることができます。
なお、療養開始後、1年6か月を経過しても治ゆ（症状固定）しておらず、障害の程度が重い場合には傷病（補償）等年金を受けることができます。

傷病（補償）等年金

関連する保険給付や支援：介護（補償）等給付、長期家族介護者援護金

<支給要件・支給内容>

法令で定められた傷病の程度（傷病等級）に該当し、その状態が継続している場合、傷病（補償）等年金、傷病特別支給金および傷病特別年金を支給します。

傷病等級	傷病（補償）等年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円	算定基礎日額の313日分
第2級	〃 277日分	107万円	〃 277日分
第3級	〃 245日分	100万円	〃 245日分

<留意点>

ご本人の請求により支給するものではなく、労働基準監督署長の決定に基づき支給します。

Q9

完治していないのに、治ゆ（症状固定）と言われましたが、何らかの補償はありますか。



A9

労災保険では完治に至らなくても、傷病の状態が安定し、治療してもこれ以上改善しない状態を治ゆ（症状固定）として取り扱います。治ゆ（症状固定）の状態になった方には、以下のような保険給付や支援を行います。

- (1) 治ゆした後に後遺障害が残った場合は、障害の程度に応じて、障害（補償）等給付を支給します。
- (2) 特定の傷病に該当する場合、「アフターケア」として診察、保健指導、検査など一定の範囲内で必要な措置およびそれに要した通院費を支給します。

障害(補償)等給付

関連する保険給付や支援：介護(補償)等給付、長期家族介護者援護金、外科後処置、アフターケア、義肢等補装具の費用の支給

<支給要件・内容>

工作中または通勤による負傷や疾病が治ゆ(症状固定)したとき、身体に一定の障害が残り、法令で定められた障害等級に該当するとき、その障害の程度に応じてそれぞれ以下のとおり年金または一時金を支給します。

障害等級	障害(補償)等給付		障害特別支給金	障害特別年金		障害特別一時金	
1級	年金	給付基礎日額の313日分	342万円	年金	算定基礎日額の313日分		
2級		" 277日分			" 277日分		
3級		" 245日分			" 245日分		
4級		" 213日分			" 213日分		
5級		" 184日分			" 184日分		
6級		" 156日分			" 156日分		
7級		" 131日分			" 131日分		
8級	一時金	" 503日分	一時金 65万円			一時金	算定基礎日額の503日分
9級		" 391日分					" 391日分
10級		" 302日分					" 302日分
11級		" 223日分					" 223日分
12級		" 156日分					" 156日分
13級		" 101日分					" 101日分
14級		" 56日分					" 56日分

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・傷病が治ゆした日の翌日から5年

アフターケア(アフターケア通院費)

関連する保険給付：障害(補償)等給付

<支給要件>

対象となる傷病(20傷病)について、傷病が治ゆ(症状固定)した後においても、後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあり、アフターケア手帳の交付を受けた場合

<支給内容>

保健上の措置として、診察、保健指導、検査などを一定の範囲内で受けることができます。また、一定の要件を満たす場合は、診療等に要した通院費を支給します。

<申請方法>

ご本人が、事前に、申請書を都道府県労働局へ提出してください。

後遺障害が残った場合の 給付の手続き

労働災害発生



療養



治ゆ(症状固定)

事業主から請求書に
証明を受ける

障害(補償)等給付支給請
求書には個人番号を記入
する必要があります。

<添付書類>

- 診断書
- レントゲン写真等
- 同一の事由によって、障害厚生年金、障害基礎年金等を受給している場合は支給額が証明できるもの

※医療機関は個人番号を取り扱うことはできませんので、診断書の作成依頼等の際に個人番号の記載された請求書を医療機関に提示したり、送付したりすることのないようご注意ください。

請求書を労働基準監督署へ提出



※症状固定及び障害等級の認定の際は、必要に応じて専門医による症状の確認を行う場合があります。

障害等級の認定



ご本人に対して、保険給付決定の通知

指定された振込口座
へ保険給付の支払

請求書を受理してから給付決定までの期間はおおむね3か月ですが、場合によっては、3か月以上を要することもあります。

※障害(補償)等給付支給請求書(業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第10号、通勤災害の場合は様式第16号の7)

※その他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

Q10

重い後遺障害により、今後家族や介護サービスなどから介護を受けることになる場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A10

介護（補償）等給付として、介護に要した費用を一定の範囲で支給します。

介護（補償）等給付

関連する保険給付：障害（補償）等給付、傷病（補償）等年金

＜支給要件のポイント＞

①～④のすべての要件を満たす必要があります。

- ①障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金の第1または2級で高次脳機能障害、身体性機能障害などの障害を残し、常時あるいは随時介護を要する状態にあること
- ②民間の有料介護サービスなどや親族、友人、知人から、現に介護を受けていること
- ③病院または診療所に入院していないこと
- ④介護老人保健施設などに入所していないこと

＜支給内容＞

支給額は常時介護、随時介護で異なり、それぞれ以下のとおりです。
（令和8年7月1日現在。）

- 常時介護：月額 90,790円 ～ 186,050円
- 随時介護：月額 45,400円 ～ 92,980円

＜請求方法＞

ご本人が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・介護を受けた月の翌月の1日から2年

Q11

一度治ゆ（症状固定）した後、再び症状が悪化した場合、何らかの補償が受けられるのでしょうか。



A11

いったん治ゆ（症状固定）の状態となった傷病であっても、以下の3つの要件を全て満たす場合には「再発」として、再び補償を受けることができます。

- ①傷病の悪化の原因が当初の業務または通勤による傷病以外の原因によるものでないと認められること
- ②治ゆ時の状態からみて明らかに症状が悪化したこと
- ③療養によってその症状が改善される見込みがあること

Q12

後遺障害が残り、今後車いすや義肢などの補装具が必要となった場合、どのような支援が受けられるのでしょうか。



A12

義肢などの補装具の購入や修理にかかった費用の支給を受けることができます。
また、一定の要件を満たす場合は、購入や修理に要した旅費を支給します。

義肢等補装具の費用の支給

関連する保険給付：障害(補償)等給付

<支給要件>

障害(補償)等給付の支給を受けているか、受けると見込まれ、一定の要件を満たす場合

<支給内容>

購入(修理)に要した費用を基準額の範囲内で支給します。また、一定の要件を満たす場合は、購入(修理)に要した旅費を支給します。

なお、義肢等補装具の販売(修理)を行った業者に、国から支給される金銭の受領を委任することができます。この場合、国は業者へ購入(修理)に要した費用(基準に定める範囲内の金額)を支払いますので、申請者ご本人が費用を支払う必要はありません。

また、一定の要件を満たせば、基準に定める価格との差額を申請者が負担し、基準額を超える義肢等補装具を購入(修理)することもできます。

<申請方法>

ご本人が、事前に、都道府県労働局へ申請書を提出してください。

Q13

後遺障害の軽減や義肢の装着などのための手術や診療げかごしよち(外科後処置)を受けることはできますか。



A13

外科後処置を無償で行っています。また、一定の要件を満たす場合は、外科後処置に要した旅費を支給します。

外科後処置

関連する保険給付：障害(補償)等給付

<支給要件>

障害(補償)等給付の支給を受けていて、一定の要件を満たす場合

<支給内容>

指定医療機関において、義肢装着のための再手術、はんこん癒痕の軽減など、傷病が治ゆ(症状固定)した後に行う処置・診療を自己負担なしで受けることができます。また、一定の要件を満たす場合は、処置・診療に要した旅費の支給を受けることができます。

<申請方法>

ご本人が、事前に、申請書を労働基準監督署を経由して都道府県労働局に提出してください。

その他の支援制度について

(1) 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護

頭頸部外傷症候群等に^{かん}り患した方で、精神または神経に障害が残った方については、被災前の労働に従事することが困難な場合が少なくないことから、就業のための技能の習得を目的として教習等に出席するときは、教材費等の一部を支給します。

(2) 労災はり・きゅう施術特別援護措置

頭頸部外傷症候群等に^{かん}り患した方については、その症状が固定した後における疼痛などを軽減する必要があるとき、原則として1年以内の期間、1か月に5回を限度として、はり・きゅう施術を自己負担なしで受けられます。

(3) 振動障害者社会復帰援護金

振動障害により療養していた方に対し、治ゆ（症状固定）したときに、給付基礎日額の120日分（65歳未満の場合は200日分）を一時金として支給します。ただし、いずれの場合も300万円を限度としています。

(4) 振動障害者雇用援護金

振動障害が軽快した、または治ゆ（症状固定）した労働者を振動業務以外の業務に再就労させたなどの場合に、事業主に対し、①転換援護金、②訓練・講習等経費、③指導員経費を支給します。

4. 会社の健康診断で異常の所見があると診断された場合

Q14

会社で行われた労働安全衛生法に基づく定期健康診断など（一次健康診断）で、検査結果に異常があった場合、再検査などを労災保険で受けることはできますか。

A14



一定の項目で異常が認められた場合には、二次健康診断等給付として、二次健康診断と特定保健指導を自己負担なしで受けることができます。

二次健康診断等給付

<支給要件>

労働安全衛生法に基づく直近の定期健康診断などで、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合

<支給内容>

労災病院または都道府県労働局長が指定する病院など（以下「健診給付病院等」といいます。）で、1年度内に1回、二次健康診断と特定保健指導を自己負担なしで受けることができます。

<請求方法>

ご本人が、一次健康診断を受けた日から3か月以内に、健診給付病院等を経由して都道府県労働局長に請求書を提出してください。

5. 1～3に共通して当てはまる場合

Q15

私が勤務している会社では、普段、労災保険の手続きを庶務担当者が行ってくれますが、今回の事故は労災には当たらないとして、協力的でなく、事業主証明などの手続きを行ってくれないのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A15

労災保険の手続きは、被災された方が自ら行っていただいても問題ありません。
会社が事業主証明を拒否するなどやむを得ない場合には、事業主の証明がなくても、労災保険の請求書は受理されますのでご安心ください。

Q16

かなり前に会社で発生した事故は、労災として認めてもらうことはできるのでしょうか。

A16

原則として、各保険給付ごとに決められている消滅時効の時効期間を過ぎてしまうと給付を受けることはできません。それぞれの給付項目に時効期間を記載していますので、ご確認ください。

Q17

退職していたり、既に会社がなくなっている場合でも労災補償を受けることができるのでしょうか。

A17

そのような状況でも請求することができます。
なお、その場合は、事業主や会社の同僚の住所・氏名を教えてください。

Q18

仕事中や通勤途中の交通事故で、事故の相手方が加入している自賠責保険などから保険金を受けた場合、労災保険からの支給は受けられるのでしょうか。

A18

自賠責保険などから保険金の支払いを受けた場合、同一理由での労災保険給付は自賠責保険などから受領した金額を差し引いて支給することになります。（損害の二重てん補が生じないようにします。）
なお、休業した場合や後遺症が残った場合に支給される特別支給金については、自賠責保険などからの支払いの有無にかかわらず支給します。

6. 個人番号が記載された請求書等※の取扱いについて

- 労働基準監督署の窓口に提出される場合は、封筒に入れるなどして周囲の人の目に触れないようご注意ください。また、個人番号が記載された請求書等を提出される際には、本人確認（個人番号確認と身元（実在）確認）を行いますので、本人確認書類をご用意ください。

（本人確認書類の例）

- ① 個人番号カード
- ② 通知カード、個人番号付き住民票など + 運転免許証、パスポートなど
- 労働基準監督署に郵送される場合は、普通郵便による提出も受理いたしますが、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。また、本人確認のため本人確認書類の写しを同封してください。
- 詳しくは労働基準監督署にご相談ください。

※個人番号を記載して提出する労災保険手続は次のとおり

障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書（様式第10号）、障害給付支給請求書（様式第16号の7）、遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金支給請求書（様式第12号）、遺族年金支給請求書（様式第16号の8）、遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金転給等請求書（様式第13号）、年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等変更届（様式第19号）

7. チェックシート

あなたが受けられる保険給付や支援は次のものです。

☐ 療養（補償）等給付	（P2）	☐ 休業（補償）等給付	（P4）
☐ 休業補償特別援護金	（P6）	☐ 遺族（補償）等給付	（P7）
☐ 葬祭料等（葬祭給付）	（P9）	☐ 長期家族介護者援護金	（P9）
☐ 未支給の保険給付	（P10）	☐ 労災就学援護費	（P11）
☐ 労災就労保育援護費	（P11）	☐ 傷病（補償）等年金	（P12）
☐ 障害（補償）等給付	（P13）	☐ アフターケア	（P13）
☐ 介護（補償）等給付	（P15）	☐ 義肢等補装具の費用の支給	（P16）
☐ 外科後処置	（P16）	☐ 二次健康診断等給付	（P17）
☐ その他（			）

請求書の記載方法、支給要件、給付内容などに関するご質問は「労災保険相談ダイヤル」でもお答えしていますのでご利用ください。

0570-006031（土日祝日・年末年始を除く8:30～17:15）



労災 請求書

検索

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html）
トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働>労働基準>労災補償>労災保険給付関係請求書等ダウンロード